

防犯ブザー貸与に関する取扱い要領

(目的)

第1条 この要領は、昨今の児童・生徒に係る事件が後を絶たない状況から、三鷹市教育委員会が貸与する『防犯ブザー』の取り扱いについて規定し、もって子どもたちの安全を確保するための一助とすることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 『防犯ブザー』とは、児童・生徒が携帯できる、小型のもので、本体にあるボタンを押すかピンを抜くことにより警報が鳴るものをいう。

(被貸与対象者)

第3条 市内在住・在学の児童・生徒を対象とし、そのうち希望者に貸与する。

(貸与期間)

第4条 市内在住・在学ともに、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)または中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)卒業時までとする。ただし、在住・在学の要件をともに欠いた時はその限りでない。

(保護者の負担)

第5条 電池交換は保護者の負担とする。

2 『防犯ブザー』の故意による破損または紛失したときは、教育委員会に届け出なければならない。

(鳴動確認)

第6条 学校及び保護者は、必要に応じ防犯ブザーの鳴動を確認することとする。

(貸与の方法)

第7条 市内公立小・中学校及び市内の私立小・中学校については、学校を通じ希望者に貸与する。

2 市外の小・中学校に通う児童・生徒については、学務課または市政窓口で希望者に貸与する。

(返還時の条件)

第8条 返還時には、保護者は電池の有無を確認し、電池切れの場合は交換のうえ、返却するものとする。

2 学校長は、児童・生徒から返却があった場合は、電池の有無を確認することとする。

(『防犯ブザー』の補充)

第9条 市内の公立小・中学校及び市内私立小・中学校については、毎年度末、在庫の確認をし、不足する個数については、市教育委員会(学務課)に報告することとする。

2 前項により報告のあった個数については、学務課で各学校へ補充することとする。

(申請書と注意書き)

第10条 保護者からの申請書は様式1のとおりとする。

2 保護者への周知書は様式2のとおりとする。

附 則

この要領は、平成16年1月5日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。